

香川県条例第5号

香川県公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成（第4条）

第2節 行政文書の整理等（第5条—第10条）

第3章 歴史公文書等の保存、利用等（第11条—第29条）

第4章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し、文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等が率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるように（定義）

第2条 この条例において「行政機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう